

目 次

| | |
|---------------------------------|------|
| 高圧ガス製造施設の概要 | -2- |
| 過去2ヶ年の当該特定施設における変更工事内容 | -4- |
| 製造のための施設の位置、構造及び設備についての技術上の基準 | -5- |
| その他の検査項目 | |
| 車両に固定した容器による移動に係る保安上の措置及び技術上の基準 | - |
| 8- | |
| 製造の方法についての技術上の基準 | -10- |
| 保安教育、危害予防規程、定期自主検査等について | -12- |
| 危害予防規程の変更の履歴 | -13- |
| 保安管理組織表 | -14- |

記 入 上 の 注 意

- 1 各項目の_____で示した箇所に求めた数値、記号または語句等を記入し、検査結果の「適」、「不適」に を付けてください。改善後に適となった場合等はその旨を余白に記入してください。
- 2 検査結果欄には、検査結果、措置等を具体的に記入してください。
- 3 該当しない項目については、検査結果欄に赤色で斜線を入れてください。
- 4 ガス漏えい検知警報設備、防消火設備等で設備が複数設置されている等、記入が困難な場合には、設置の状況やその根拠を示してください。
- 5 規則・告示については、令和5年12月現在のものであり、今後、国の法令等の改正に伴って内容が変更されることがあります。
- 6 判定基準には、技術上の基準のほか例示基準の概要等を示しています。また、この保安検査記録は保安検査方法の概要を示したものです。検査方法の詳細は一般高圧ガス保安規則及び関係する告示、例示基準及びKHKS0850-1を参照してください。
- 7 記入にあたってはSI単位を用いてください。

高圧ガス製造施設の概要

保安検査の基準日 令和_____年_____月_____日

前回の保安検査証に記載されている「保安検査の年月日」から1年を経過した日を記載してください。

なお、保安検査を受けたことがない施設については、空欄にしてください。

1. 製造する高圧ガス名及び処理能力

| 車両登録番号 | ガス種 | 処理能力 (N m ³ /日) |
|--------|-----|----------------------------|
| | | |

2. 保安検査対象の施設の事故履歴

| 製造施設名 | 事故発生年月日 | 事故の内容 |
|-------|---------|-------|
| | | |
| | | |
| | | |

3. 保安に係る取組状況 (当該事業所におけるもの)

| | |
|--|--|
| 保安管理のための 危害予防規程以外の 規程、基準、手順書、 マニュアル等の整備 状況 | |
| 危険予知訓練 ヒヤリハット等の 取組状況 | |
| 社内における委員 会、研究会、ワーキン グ等の取組状況 | |

| | |
|---|--|
| 社外における委員会、研究会、訓練等への参加状況 | |
| 従業員へのOJTに関する取組状況 | |
| 上記各種取り組みに関する記録状況 他、得られた技術情報の整備状況 | |

4. 従事者数等

| 事業所 従業員 数 | 名 | 高圧ガス 製造施設 従事者数 | 製造施設名 () _____名 製造施設名 () _____名 合計 _____名 | 製造保安 責任者 免状 所有者数 | 名 | 移動 監視 者 数 | 名 |
|-----------------|---|----------------------|---|---------------------------|---|--------------------|---|
| | | | | | | | |

〔過去2ヶ年の当該特定施設における高圧ガス設備、ガス設備の変更工事内容〕

| 番号 | 変更許可(届出年月日及び番号) | 変更内容(なるべく項目ごとに記載すること) |
|----|-----------------|-----------------------|
| | 完成検査の年月日及び番号 | |
| 1 | | |
| 2 | | |
| 3 | | |
| 4 | | |
| 5 | | |
| 6 | | |
| 7 | | |
| 8 | | |
| 9 | | |
| 10 | | |
| 11 | | |
| 12 | | |
| 13 | | |
| 14 | | |
| 15 | | |
| 16 | | |

製造のための施設の位置、構造及び設備についての技術上の基準（規則第8条第1項）

| 基準 | 検査項目 | 判定基準 | 検査結果 |
|--------------------------|---|---|---|
| 第1号 | 引火性物及び発火性物 | 引火性物又は発火性物が製造施設の付近にないこと。 | 適 不適 |
| 第2号 | 警戒標 | 作業中外部から見やすい場所に警戒標を掲げること。 | 適 不適 |
| 第3号 (第6条第1項第11号～第13号) | 気密、耐圧性能及び肉厚 | (1) 運転状態若しくは運転を停止した状態又は開放検査後の組み立て状態において気密試験を実施し、漏えいのないことを確認すること。 [常用圧力] _____ MPa [試験圧力] _____ MPa [保持時間] _____ 分間 [使用ガス名] _____ [試験日] _____ 年 ____ 月 ____ 日 | (1) 適 不適 |
| | | (2) 高压ガス設備の種類、使用材料等の区分ごとに定める期間内に1回以上の内部目視検査、外部目視検査及び非破壊検査を実施し、異常のないこと。 非破壊検査の種類： _____ 検査実施日： _____ 年 ____ 月 ____ 日 | (2) 適 不適 |
| | | (3) 耐圧性能及び強度に支障を及ぼす減肉、劣化損傷、その他の異常がないか。 肉厚測定箇所を数点以上定めておくこと。 測定日： _____ | (3) 適 不適 |
| 第4号 | 消火設備 可燃性ガス、 特定不活性ガス 酸素 三フッ化窒素 | 粉末消火器 能力単位B-10の消火器3個(特定不活性ガスにあっては2個)相当 | 適 不適 能力単位： B- _____ 個数： _____ 個 |

(参考事項)

開放検査に係る計画・実績表

| 機器名 \ 年度 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 |
|----------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 容 器 | | | | | | | | | | | | |
| ポンプ () | | | | | | | | | | | | |
| ポンプ () | | | | | | | | | | | | |
| 配管弁類 () | | | | | | | | | | | | |
| 配管弁類 () | | | | | | | | | | | | |
| 配管弁類 () | | | | | | | | | | | | |
| その他 () | | | | | | | | | | | | |
| その他 () | | | | | | | | | | | | |
| その他 () | | | | | | | | | | | | |

実施済み を 、 実施予定を で表記してください。

容器置場の基準 (第8条第1項第5号 (第6条第1項第42号))

| 基準 | 検査項目 | 検査方法 | 判定基準 | 検査結果 | | | | | | | | | |
|---------------------------|-----------------------------|------------|--|---------------------------|-----------------|----|------|-----------|----|-----------|------|----|-----------------|
| イ | 容器置場の明示及び警戒標 | 目視 | 高圧ガス容器置場、(燃)(毒)火気厳禁、無断立入禁止等第三者に識別しうる大きさの掲示 | 適 不適 | | | | | | | | | |
| ロ | 一階建 可燃性ガス 酸素 | 目視 | 容器置場は一階建とする。 (断熱材で被覆してあるもの、シリンダーキャビネットに収納されているものは除く。) 圧縮水素(充填圧力20Mpa以下)のみ、酸素のみを貯蔵する容器置場(不活性ガスを同時に貯蔵するものを含む。)は二階建以下とする。 | 適 不適 | | | | | | | | | |
| ハ | 置場距離 | 目視及び 計測 | 容器置場()面積 _____m ² | 第1種 法定距離 | 実際距離： _____m | | | | | | | | |
| | | | 貯蔵設備であるものを 除く。 | (11) (13) _____m | 保安物件名： _____ | | | | | | | | |
| | | | | 設備距離短縮 有 _____ 無 _____ | 適 不適 | | | | | | | | |
| | | | 第2種 法定距離 | 実際距離： _____m | | | | | | | | | |
| (12) (14) _____m | 保安物件名 (居住者名)： _____ | | | | | | | | | | | | |
| 設備距離短縮 有 _____ 無 _____ | 適 不適 | | | | | | | | | | | | |
| ニ | | | 設備距離短縮の場合の措置 | 適 不適 | | | | | | | | | |
| | | | <table border="1"> <thead> <tr> <th>第1種</th> <th>第2種</th> <th>措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11以上</td> <td>14以上 12未満</td> <td>障壁</td> </tr> <tr> <td>13以上 11未満</td> <td>14以上</td> <td>障壁</td> </tr> </tbody> </table> | 第1種 | 第2種 | 措置 | 11以上 | 14以上 12未満 | 障壁 | 13以上 11未満 | 14以上 | 障壁 | 障壁 高さ：_____m |
| 第1種 | 第2種 | 措置 | | | | | | | | | | | |
| 11以上 | 14以上 12未満 | 障壁 | | | | | | | | | | | |
| 13以上 11未満 | 14以上 | 障壁 | | | | | | | | | | | |
| | | | 障壁 高さ1.8m以上 | 構造： _____製 | | | | | | | | | |
| | | | ・鉄筋コンクリート製 厚さ12cm以上 鉄筋太さ9mm以上 縦横40cm以下間隔 | 厚さ等の状況： _____ | | | | | | | | | |
| | | | ・コンクリートブロック製 厚さ15cm以上 鉄筋太さ9mm以上 縦横40cm以下間隔 | | | | | | | | | | |
| | | | ・鋼鉄製 厚さ3.2mm以上 等辺山形鋼30×30mm以上 縦横40cm以下間隔 支柱1.8m以下間隔 | | | | | | | | | | |
| | | | ・鋼鉄製 厚さ6.0mm以上 | | | | | | | | | | |
| | | | ・鋼鉄製障壁の支柱間隔は1.8m以下 | | | | | | | | | | |
| ホ | 直射日光を遮るための措置 可燃性ガス 酸素 | 目視 | (充填容器等が断熱材で被覆してあるもの、シリンダーキャビネットに収納されているものを除く) 不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量の屋根。 損傷等のないこと。 | 適 不適 | | | | | | | | | |

| | | | | |
|---|---|--------------|---|---|
| へ | 滞留しない構造 可燃性ガス 特定不活性ガス | 目 視 | (1) 空気より比重が小さいガスの場合 ...2方向以上の開口部又は換気装置 措置方法：_____ | 適 不適 |
| | | | (2) 空気より比重が大きいガスの場合 ...床面まで開口した2方向以上の開口部又は床面近くに 吸気口を備えた換気装置 措置方法：_____ | |
| ト | 容器置場の材料 ジシラン ホスフィン モノシラン | 記録類又は 図面類 | 不燃性又は難燃性の材料 ガス名：_____ | 適 不適 |
| チ | 除害措置 特殊高圧ガス 等 | 目視及び 記録類 | (1)対象ガス(ガス名に 印) モノシラン、ホスフィン、アルシン、ジボラン、 セレン化水素、モノゲルマン、ジシラン、 五フッ化ヒ素等、亜硫酸ガス、アンモニア、 塩素、クロルメチル、酸化エチレン、 シアン化水素、ホスゲン、硫化水素 (2)第6条第1項第37号の規定及び一般則関係基準の規定による措置。 | 適 不適 措置内容： _____ |
| ヌ | 容器置場の消 火設備 可燃性ガス 特定不活性ガ ス 酸素 三フッ化窒素 | 目視及び 記録類 | 消火器の設置 (1) 粉末消火器 停滞量 10 トン (特定不活性ガスにあつては 20 トン) につ き、能力単位「B-10」1 個相当以上のものを設置 最小設置数・・・3 個(特定不活性ガスにあつては 2 個)相当以上 (2) 設置状況等 | (1)適 不適 能力単位： B-_____ 個数： _____個 (2)適 不適 |

その他の検査項目

車両に固定した容器による移動に係る保安上の措置及び技術上の基準（規則第49条第1項）

| 基準 | 検査項目 | 検査方法 | 判定基準 | 検査結果 |
|----------------------------|--------------|------|--|--|
| 第1号 | 警戒標 | 目視 | (1)車両の正面及び後方から見える箇所に設置 (2)横寸法を車幅の30%以上、縦寸法を横寸法の20%以上の長方形で、黒地に蛍光黄の文字で「高圧ガス」と記載、ただし、正方形の場合は600cm ² 以上 | (1)適 不適 (2)適 不適 |
| 第4号 | 温度計等 | 目視 | 温度計が設置されている。 圧力計の場合、温度換算表を備えている。 充填容器等（ガス）温度40以下の管理。 | いずれかに 温度計 換算表 |
| 第6号 （昭和52年11月20日から施行） | 高さ検知棒 | 目視 | (1) 検知棒が運転室の上部に設けられており、運転手が検知できるものであること。 (2) 検知棒の先端が容器（付属品を含む。）の頂部の高さより10cm以上の高さであること。 (3) 可とう性があること。 | (1)適 不適 (2)適 不適 (3)適 不適 |
| 第12号 | バルブ・コックの表示板 | 目視 | (1) 開閉方向並びに「開」「閉」の表示板の取り付け (2) 表示板が脱落しない取り付け | (1)適 不適 (2)適 不適 |
| 第13号 | 製造設備の点検 | 記録類 | (1) 製造設備の移動開始及び終了時の点検 (2) 運転中の製造設備について1日1回以上作動状況を点検 (3) 異常事態を想定した作業基準及び体制を定めてあること。 (4) 点検結果及び補修の実績を帳簿に記録すること。 | (1)適 不適 (2)適 不適 (3)適 不適 (4)適 不適 |
| 三フッ化窒素・特定不活性ガス 可燃性ガス・酸素 | 第14号 消火設備 | 目視 | (1) 車両の左右にそれぞれ1個以上設置 (2) 消火器の能力……… 可燃性ガスの場合 能力単位 B-10以上 酸素、三フッ化窒素又は特定不活性ガスの場合 能力単位 B-8以上 | 能力単位： B-_____ 個数： _____個 |
| | 資材・工具類 | 目視 | 携行品 ・ 赤旗 ・ 赤色合図灯又は懐中電灯 ・ メガホン ・ ロープ（15m以上）2本 ・ 漏えい検知剤 ・ 車輪止め2個 ・ 革手袋 | 適 不適 |

| 基準 | 検査項目 | 検査方法 | 判定基準 | 検査結果 | |
|--------------|---------|-----------------------------|---|---|---|
| 毒性 ガス | 第15号 | 保護具 | 目視 | 防毒マスク又は空気呼吸器、保護衣、保護手袋、保護ぐつを乗務員数以上の携行 | 適 不適 |
| | 第15号 | 資材 工具類 | 目視 | 携行品 ・ 赤旗 ・ 赤色合図灯又は懐中電灯 ・ メガホン又は携帯用拡声器 ・ ロープ（15m以上）2本 ・ 布類（毛布等）ポリエチレンシート等 ・ バケツ ・ 漏えい検知剤 ・ 車輪止め2個 ・ 革手袋 | 適 不適 |
| | 第15号 | 消火設備 （可燃性のものを除く） | 目視 | (1) 1,000kg以上積載の場合 粉末消火器 能力単位 B-6以上 備付個数 1個以上 (2) 1,000kg未満積載の場合 粉末消火器 能力単位 B-3以上 備付個数 1個以上 | 移動するガスの量： _____kg 能力単位： B-_____ 個数： _____個 |
| | 第15号 | 薬剤 （塩素、塩化水素、ホスゲン、亜硫酸ガス等） | 目視 | (1) 1,000kg以上積載の場合 消石灰 40kg以上 (2) 1,000kg未満積載の場合 消石灰 20kg以上 | 消石灰： _____kg |
| 第17号 第18号 | 移動監視者 | 書類 | 移動監視者講習修了証又は製造保安責任者免状の携帯 可燃性ガス及び酸素3,000kg以上、 毒性ガス1,000kg以上、 特殊高压ガス積載の場合 | 適 不適 | |
| 第19号 | 緊急時等の措置 | 書類 | 危険な状態になった場合又は事故が発生した場合の対応措置を講じておくこと。 可燃性ガス及び酸素3,000kg以上、 毒性ガス1,000kg以上、 特殊高压ガス積載の場合 | 適 不適 | |
| 第21号 | 注意書面 | 書類 | 当該高压ガスの名称、性状及び災害防止のための必要な注意事項を記載した注意書の携帯 （イエローカードが望ましい） 可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素、毒性ガスを移動する場合 | 適 不適 | |

注) 第49条第1項第5号、7号、8号、9号、10号及び11号の各号についても、施設の状態を適時把握すること。

製造の方法についての技術上の基準（規則第8条第2項）

| 基準 | 検査項目 | 検査方法 | 判定基準 | 検査結果 |
|-------------------------------|---|------|---|----------------------------|
| 第1号イ | 保安距離 可燃性ガス、毒性ガス | 目視 | 製造するときは、あらかじめ、製造設備の外側から第一種保安物件、第二種保安物件に対して、それぞれ15m以上、10m以上の距離があることを確認しているか。 ただし、受入者が許可を受け、又は届出されている設備に充填する場合は受入者の設備と同一敷地内の保安物件は除かれる。 | 適 不適 |
| 第1号二 | 過充填の防止 | 目視 | 貯槽に液化ガスを充填するときは、内容積の90%（常用温度）を超えないようにしているか。 | 適 不適 |
| 第1号ホ | 火花放出防止措置 シクロプロパン、メチルアミン、 メチルエーテル及びこれらの混合物 | 目視 | 原動機からの火花の放出を防止する措置を講じているか。損傷はないか。 | 適 不適 |
| 第1号ヘ | ガスの漏えい防止 可燃性ガス、毒性ガス又は 酸素 | 目視 | 移動式製造設備と貯槽の配管の接続部分において、ガスの漏えいが無いことを確認しているか。 また、充填後は配管内のガスを、危害の生ずるおそれのないように少量ずつ放出した後にフレキシブルホース等の配管を取り外しているか。 | 適 不適 |
| 第1号ト | 静電気除去措置 可燃性ガス、特定不活性ガス | 目視 | 静電気を除去する措置を講じているか。接地接続線に腐食や断線はないか。 | 適 不適 |
| 第1号チ | 車両の固定 | 目視 | 車両に固定した容器（内容量4,000L以上のものに限る）に充填又は受け入れる場合、車止め等により車両を固定しているか。 | 適 不適 |
| 第1号ヌ （第6条 第2項第2 号へ） | 油脂類の除去等 可燃性パッキン使用禁止 酸素 | 目視 | 酸素を充填するときは、事前に、バルブ、充填用配管とバルブとの接触部に付着した石油類、油脂類又は汚れ等に付着物を除去しているか。また、可燃性のパッキンは使用していないか。 | 適 不適 |
| 第2号 （第6条 第2項第8 号イ、ロ） | 容器置場の区分 | 目視 | (1) 充填容器と残ガス容器を区別すること。 (2) 可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス、酸素を区別すること。 | (1) 適 不適 (2) 適 不適 |
| 第2号 （第6条 第2項第8 号ハ） | 容器置場の整理整頓 | 目視 | 計量器等作業に必要な物以外を置かないこと。 | 適 不適 |
| 第2号 （第6条 第2項第8 号ニ） | 容器置場と火気又は引火性、 発火性の物との距離 (不活性ガス（特定不活性 ガスを除く）、空気を除く) | 目視 | 2m以上 2m以内に火気又は引火性、発火性の物がある場合に設ける障壁 障壁の種類：_____m 高さ：_____m | 適 不適 有 無 |

圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド関係基準

| 基準 | 検査項目 | 検査方法 | 判定基準 | 検査結果 |
|-------------------|--------|------|--|------|
| 第8条第2項第1号 口、八、 | 公道との距離 | 目視 | <p>スタンド内において、車両に固定された燃料装置用容器に充填するときは(リのただし書き) 製造設備の外側から公道の道路境界線に対して、所定の距離があることを確認しているか。</p> <p>圧縮天然ガス、液化天然ガススタンド：5m 以上</p> | 適 不適 |

容器保安規則関係基準

| 基準 | 検査項目 | 検査方法 | 判定基準 | 検査結果 | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|--------|------|---|--------|----|---------|----|------|----|------|----|------|----|---------|-----|-----|------|--|
| 容器則 第10条 | 容器の塗色 | 目視 | <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>液化炭酸ガス</td> <td>緑色</td> </tr> <tr> <td>液化アンモニア</td> <td>白色</td> </tr> <tr> <td>液化塩素</td> <td>黄色</td> </tr> <tr> <td>酸素ガス</td> <td>黒色</td> </tr> <tr> <td>水素ガス</td> <td>赤色</td> </tr> <tr> <td>アセチレンガス</td> <td>かっ色</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>ねずみ色</td> </tr> </table> <p>容器の表面積の 1/2 以上に塗色してあるか</p> | 液化炭酸ガス | 緑色 | 液化アンモニア | 白色 | 液化塩素 | 黄色 | 酸素ガス | 黒色 | 水素ガス | 赤色 | アセチレンガス | かっ色 | その他 | ねずみ色 | <p>ガス名： _____</p> <p>塗色： _____</p> <p>適 不適</p> |
| 液化炭酸ガス | 緑色 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 液化アンモニア | 白色 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 液化塩素 | 黄色 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 酸素ガス | 黒色 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 水素ガス | 赤色 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| アセチレンガス | かっ色 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | ねずみ色 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 容器則 第24条 | 容器の再検査 | 記録類 | <p>定められた期間で容器の再検査を容器検査所で実施し、保安検査日に結果報告書を提示すること。</p> <p>製造日： _____年____月____日</p> <p>再検査日(最近のもの)： _____年____月____日</p> | 適 不適 | | | | | | | | | | | | | | |

保安教育、危害予防規程、定期自主検査等について

| 基準 | 検査項目 | 判定基準 | 検査結果 |
|----------|--------|---|--|
| 法第 27 条 | 保安教育 | 1. 保安教育計画を定めてあるか。 2. 保安教育の実施計画(年間計画等)を具体的に作成し、かつ、実施しているか。 保安教育回数 _____回/年 保安教育計画に定める保安教育対象者に漏れがないか。 3. 高圧ガス移動に関する教育を行っているか。 4. 保安教育内容、結果等が詳細に記録されているか。 ・教育実施者の氏名 ・教育を受けた者の氏名 ・教育資料等 ・教育時の写真 ・その他 5. 防災訓練を実施しているか。 内容：_____回数 _____回/年 | 1. 適 不適 2. 適 不適 3. 適 不適 4. 適 不適 5. 適 不適 |
| 規則第 63 条 | 危害予防規程 | 1. 保安管理体制 届出をした危害予防規程に定める体制と一致しているか。 高圧ガス保安統括者(同代理者)の地位、職務は適当であるか。 高圧ガス保安技術管理者(同代理者)の地位、職務は適当であるか。 高圧ガス保安係員(同代理者)の地位、職務は適当であるか。 高圧ガス保安係員講習を受講しているか。 受講計画表等が整備されているか。 2. 危害予防規程附属基準類 緊急時の措置及びその訓練に関する基準類が整備されているか。 関係者に訓練が実施されているか。 実施回数：_____回/年 大規模地震対策特別措置法の強化地域内にある事業所について、警戒宣言が発せられた場合における対応について整備されているか 津波に係る地震防災対策を講ずるものとして南海トラフ地震防災対策推進基本計画で定める者が設置する事業所について、津波からの避難及び訓練・教育について整備されているか。 -1 大規模地震に係る防災・減災対策について整備されているか -2 津波防災地域づくりに関する法律の規定により津波浸水が想定される区域にある事業所については、津波に係る防災・減災対策について整備されているか | 1. 適 不適 適 不適 適 不適 適 不適 適 不適 適 不適 適 不適 2019.9.1 施行 (施行時に作成済みの事業所は2020.8.31まで) |

| 基準 | 検査項目 | 判定基準 | 検査結果 |
|--------|-----------|--|--|
| 規則第83条 | 定期自主検査 | 1. 製造設備の自主検査を毎年定期に年1回以上実施しているか。 2. 保安係員は当該検査実施の監督を行っているか。 3. 保安係員は定期自主検査の検査記録を作成し、保存しているか。 | 1. 適 不適 2. 適 不適 3. 適 不適 |
| | 圧力計及び安全装置 | (1) 圧力計の設置 (2) 定められた期間ごとに圧力計を検定し、記録を保管すること。 検定日：_____年__月__日 (3) 安全装置の設置・・・バネ式安全弁、破裂板、逃し弁又は自動圧力制御装置 (4) 安全弁等の作動試験の記録 試験日：_____年__月__日 | (1)適 不適 (2)適 不適 (3)種類： _____ (4)適 不適 |

危害予防規程の変更の履歴

| | 届出(認可)年月日 | 受付番号 | 変更の内容 |
|----|-----------|------|-------|
| 制定 | 年 月 日 | 第 号 | |
| 改訂 | 年 月 日 | 第 号 | |
| 改訂 | 年 月 日 | 第 号 | |
| 改訂 | 年 月 日 | 第 号 | |
| 改訂 | 年 月 日 | 第 号 | |
| 改訂 | 年 月 日 | 第 号 | |
| 改訂 | 年 月 日 | 第 号 | |
| 改訂 | 年 月 日 | 第 号 | |
| 改訂 | 年 月 日 | 第 号 | |
| 改訂 | 年 月 日 | 第 号 | |

保安管理組織表

【 年 月 日現在】

| | |
|----------|----------|
| 保安統括者 | 保安統括者代理者 |
| 職名 | 職名 |
| 氏名 | 氏名 |
| 免状の種類 | 免状の種類 |
| 選任 年 月 日 | 選任 年 月 日 |

| | |
|----------|------------|
| 保安技術管理者 | 保安技術管理者代理者 |
| 職名 | 職名 |
| 氏名 | 氏名 |
| 免状の種類 | 免状の種類 |
| 選任 年 月 日 | 選任 年 月 日 |

| | | | |
|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| | | | |
| 保安係員 | 保安係員 | 保安係員 | 保安係員 |
| 職名 | 職名 | 職名 | 職名 |
| 氏名 | 氏名 | 氏名 | 氏名 |
| 免状の種類 | 免状の種類 | 免状の種類 | 免状の種類 |
| 選任 年 月 日 | 選任 年 月 日 | 選任 年 月 日 | 選任 年 月 日 |
| 保安係員講習受講年月日 年 月 日 | 保安係員講習受講年月日 年 月 日 | 保安係員講習受講年月日 年 月 日 | 保安係員講習受講年月日 年 月 日 |
| 保安係員代理者 | 保安係員代理者 | 保安係員代理者 | 保安係員代理者 |
| 職名 | 職名 | 職名 | 職名 |
| 氏名 | 氏名 | 氏名 | 氏名 |
| 免状の種類 | 免状の種類 | 免状の種類 | 免状の種類 |
| 選任 年 月 日 | 選任 年 月 日 | 選任 年 月 日 | 選任 年 月 日 |

| | | | |
|----------|----------|----------|----------|
| 保安監督者 | 保安監督者 | 保安監督者 | 保安監督者 |
| 職名 | 職名 | 職名 | 職名 |
| 氏名 | 氏名 | 氏名 | 氏名 |
| 選任 年 月 日 | 選任 年 月 日 | 選任 年 月 日 | 選任 年 月 日 |

(参考)

保安統括者等届出について

保安統括者

選任・解任その都度

その代理者

選任・解任その都度

保安技術管理者・保安係員

8月1日～7月31日にあった選任・解任の状況をその後遅滞なく届出

その代理者

届出不要